

## 修士論文要旨（平成三十年度）

平成三十年度に提出された修士論文は、文学研究科国文学専攻一編、同研究科文化財史科学専攻十八編、同研究科地理学専攻二編、社会学研究科社会学専攻（臨床心理学コース）六編の、合わせて二十七編である。

各論文の要旨を次に掲載する



## 谷崎潤一郎における〈食〉の表現

本論文は、谷崎潤一郎の作品にみられる食の描写を取り上げて考察したものである。

谷崎作品を特に食にこだわって考察したのは、彼が「僕は少くとも三日に一遍は美食をしないと、とても仕事の手につかない。美食は僕の日常生活に必須条件となつてゐるのだ」(「上方の食ひ物」大正十三年八月『文芸春秋』)と、述べるほど食に対するこだわりをもつていたためである。そしてその食に対する関心は晩年に至るまで徹底している。しかし先行研究では、谷崎と食への関係は一部の作品について論じられているが、彼の全作品を通時的に取り上げているものは見当たらない。そこで本論文では、『谷崎潤一郎全集』一巻～二十六巻(昭和五十六年五月～昭和五十八年十月、中央公論社)掲載の作品のうち、谷崎の初期作品から関西移住後までに書かれた作品を対象に食の表現の分析を試みた。またその際、特に食の表現にかかわる各作品の時代背景や影響関係についても考察した。

※

第一章「初期作品」では初期の作品を取り上げた。この時期の食をめぐる特徴は以下の四点があげられる。

- ① よく食べる女性が頻出
- ② 炊事(調理)をしない(母親/女性)と、調理を行う(父親/男性)
- ③ 食欲と、性欲の描写の一体化
- ④ 味覚や食材より、食欲を満たすことへのこだわりを優先

これらの傾向からは、まず、多食の女という表現が性に奔放であることや、本能のままに食欲や性欲をむさぼる描写が性への目覚めを描く際に多く関係していること、さらに食と性に共通する感覚として触覚が重要な役割を果たしており、食べること自体が女性の体を触ることと同等の意味をもつと言えることがあきらかになった。また炊事をしない母といった、旧来のジェンダー規範と逸脱する女性表象と、食をめぐる表現が密接にかかわっていることが浮かび上がってきた。

第二章「支那趣味について」では、第一章と同じ時代区分の作品の

\*  
西 ゆうみ

中から特に支那趣味、支那料理に関する作品を取り上げた。特にこれらの作品からは、現実に存在する料理よりも、谷崎自身が想像した料理の描写が多数見受けられ、支那料理のきらびやかさや素材や味についての描写が細やかに描かれている。このことは谷崎の支那料理の表現が、味覚や現実性よりも、中国に対するエキゾチックさや不可思議さを強調するために存在することがあきらかになった。

第三章「関西移住後」では、関東大震災後に谷崎が関西に移住した後の作品を取り上げた。特にこの時期は、日本料理、関西の食文化に関する描写が増え始め、関西と関東の食文化の比較や関西の食文化を賛美する記述が多くなる傾向が現れた。またこの時期に、日本の古典や歴史小説、時代小説が増え始めている。このことから、谷崎の古典回帰をめぐる表現に食もまた大きな要素として存在していることがあきらかになった。

谷崎は関西移住前と移住後では、味に関して全く違う評価を下している。移住前は味が薄くてかなわないと言っていたが、移住後は東京の料理が変に甘すぎるといった正反対の描写が見られる。その味の濃淡に伴って、本能のままに性欲や食欲をむさぼるといった描写が見られなくなる。このことから、味の濃淡と欲望の抑揚とは関係があるのではないかと考察した。

以上のように谷崎の作品を食という観点から読み直したとき、谷崎の食に対する食欲さや執着が明らかになった。味の好みに変化はあるものの、一貫して食べないという描写はない。それは、谷崎が生きる

上で仕方なしに食べていたのではなく、生涯食べることを追求し、作品を構成する大きな柱になっているといえる。このことから、谷崎の作品を研究するうえで、食という観点は非常に重要なものであると考  
える。

## 雛形本にみる「光琳模様」

— 文様名と意匠の關係について —

「光琳模様」とは、尾形光琳（二六五八—一七一六）の名からつけられた文様名で、一般的には、本阿弥光悦や俵屋宗達を祖とし、光琳が大成した琳派の画風を承けた文様表現の総称として理解されている。具体的には、光琳の梅、菊、桐、松、波などの花鳥風月モチーフを、それぞれ「光琳梅」「光琳菊」「光琳桐」「光琳松」「光琳波」というように、人名を冠した文様名として呼称したものを指す。文様の特徴として、対象の細部描写を簡略化した、抽象的な造形意匠であることが挙げられる。

光琳模様は、江戸時代中期頃に刊行された小袖模様雛形本（以下、小袖雛形本と呼称）のなかに登場し、おもに版本によって流布した。光琳模様流行の波は、正徳年間（一七一—一七一六）から享保年間（二七二—一七三六）にかけて刊行された小袖雛形本に登場する意匠や、伝存する小袖などの染織品、浮世絵に描かれた女性の衣装を通して窺うことができる。光琳模様の流行は他分野にも広がり、後に刊行された版本に及ぼした影響は大きい。

小川陽子\*

版本の流布によって流行した光琳模様には、「光琳」の名を冠しているものの、実際には尾形光琳自身が考案した意匠ではないという問題がある。この問題については、在世中から絵師として活躍し、高級呉服商である雁金屋の息子として京都の町衆に受け入れられる存在であった光琳の人氣にあやかりたい呉服屋と書肆が、光琳のイメージを利用していくなかで、梅、菊、桐、松、波といった定番の意匠に、それぞれ光琳という文様名を付与し、版本に収載する意匠として繰り返し用いるうちに定着したと考えられている。

正徳年間から享保年間にかけて流行した光琳模様については、小袖雛形本に収載されている意匠と、伝存する小袖の意匠とを対応させたものや、版本に登場する光琳模様と、工芸品や絵画の密接な関わりを提示した研究は従来からなされており、小袖雛形本に登場する光琳模様の他分野への展開は、かねてより多くの研究者によって言及されてきた。しかし、光琳模様という文様自身が持つ意匠構成や造形上の特徴、どのような意匠の様態を指して光琳模様と呼ぶのかといった概念

規定をめぐる研究は、前述したような研究と比べると少ない。丸山伸彦『文様の流行とスター絵師 江戸モードの誕生』（角川学芸出版、二〇〇八年）や、小山弓弦葉『日本の美術 五二四号 光琳模様』（至文堂、二〇〇九年）のように、光琳模様に言及した研究はあるものの、光琳模様自体が後世まで様々な分野に派生的に展開したこともあり、光琳自身が関与していないとされる光琳模様が、どのような経緯で創出されたのかという文様史的観点での課題については、未だ明快な答えが用意されているとは言えない。

このような問題を踏まえて、修士論文では、光琳模様が創出された契機や造形的特徴の源流を辿れないかと考え、小袖雛形本収載の意匠を中心に、光琳模様の意匠がみられる作品を確認し、先行研究の蓄積を参照しながら、光琳作品の造形的特徴や表現から、光琳模様創出の契機を共通点や類似点のなかから見出すことを目的とした。

本稿では、江戸時代中期頃に刊行された小袖雛形本に収載する光琳模様を基準例とし、伝存する小袖の意匠など染織品にみられる光琳模様と、尾形光琳の弟である尾形乾山（一六八八—一七〇四）が焼き、光琳が絵付をした作品もある乾山焼にみられる意匠、さらに当時刊行された浮世草紙の内容から、光琳模様の記述がどのようにされているのかを確認し、それらの文章の内容から、人々のあいだで光琳模様というものがどういった意匠をイメージする文様名として認識されているのかなど、文様名と意匠の関係について考察した。

様々な形態のものに用いられている光琳模様を、主題別モチーフ

に分類し、各モチーフの造形的特徴を挙げていくなかで、表現や描かれ方に光琳模様の創出に影響を及ぼしている部分があるのかを意識しながら、比較検討を行った。

結論として、光琳自身と光琳模様との関係を裏付ける確証は見出せなかったが、造形面として類似する部分から、小袖雛形本に登場する光琳模様の例と光琳作品などに共通するモチーフを抽出し、それぞれの文様の描かれ方や造形面での特徴を比較検討し、光琳模様自身の造形的特徴を把握することで、今後、光琳模様の源流を辿る手掛かりになるのではないかと考える。

## 真木大堂諸像の造像に関する一考察

小田 吏 佐\*

真木大堂は、大分県北東部の国東半島に位置する馬城山伝乗寺にある大堂のことを指す。本論はその堂に安置される、阿弥陀如来像、不動三尊像、大威徳明王像、四天王像の都合九軀の仏像について、その制作年代や制作背景を明らかにすることを目的とする。

第一章では、真木大堂（馬城山伝乗寺）の創建背景を探るために、六郷山の創設、八幡神の本地仏、六郷山寺院の本尊とその変遷、国東半島近辺の如法経信仰と埋経、権現信仰などに注目し、先行研究や史料から、六郷山の歴史や宗教史を概観した。

第二章では、本論の主題である真木大堂の仏像について、様式論から制作年代を検証した。

阿弥陀如来像は、福岡・観世音寺十一面観音立像と観音菩薩坐像、また京都・平等院鳳凰堂阿弥陀如来坐像と、螺髪部や肉髻部、面部、体軀などについて比較を行った。この考察において、都↓大宰府↓六郷山という像容の伝播を推考し、真木大堂阿弥陀如来像は、一〇七〇年代から十一世紀末までの作で、中央仏師あるいは中央仏師の造像作

例が身近にあった在地の仏師の作と考えた。

不動三尊像は、まず様式の上で三尊がほぼ同時期に制作された一具の作であることを確認し、さらに像容から典拠となった図像を検討し、玄朝様に依ったものであることを確認した。次に像容や彫り口の深淺などの比較から、中尊像に寛治八年（一〇九四）の墨書銘がある大阪・滝谷不動明王寺不動三尊像と近い作風であることを見出し、本像の造立を一〇七〇年代後半から一〇八〇年代末の作とした。

大威徳明王像は、像容や衣文、彫り口などに、十一世紀末から十二世紀に比定される京都・大覚寺霊宝館像や、十二世紀に比定される高知・竹林寺像や滋賀・石馬寺像に共通点が多くみられる。一方、真木大堂像にはこれらの像に共通の厳しい忿怒相が見られないため、一〇八〇年代から十二世紀初頭の作とした。

四天王像は、法量や様式の同一性から検証を行った結果、四軀ともほぼ同時期に制作された一具のものと確認した。一軀の両手が体前にあることや、四軀のうち三軀が兜をかぶっているなどの特徴について、

図像や他作例の像容などと比較しつつ、制作年代の推定を行った。類似的な作例に銘記をもたないものが多く、この点で年代の推定は困難であったが、像容は康平七年(一〇六四)に比定される京都・広隆寺十ニ神将像と共通点が多く、また作風は承暦二年(一〇七八)の銘のある奈良・法隆寺金堂毘沙門天像と大きな年代的な差異はないと考え、一〇七〇年代後半から十一世紀末にかけて、地方仏師の作とした。

以上の考察を踏まえると、九軀の像は、作風から見ても、阿弥陀如来像を筆頭としてほぼ同時期に制作されたものとみられる。都から遠く離れた六郷山で、これだけの規模の仏像をほぼ同時に制作したことを念頭に入れると、かなりの権力とともに財力を持ち合わせた者の造像と考えてよいであろう。

第三章では、宇佐八幡宮と真木大堂が所在する田染荘の関係、宇佐八幡宮と真木大堂の関係について考究し、寺院としての真木大堂の創建時期について検討を行った。第一節では、宇佐八幡宮及び神宮寺である弥勒寺と、田染荘との歴史的・経済的関係について記した。第二節では、宇佐八幡宮と真木大堂の関係について、馬城山伝乗寺という寺名の由来や、田染荘にある宗像三女神を祀る社を含む周辺の宗教的環境について考察した。さらに、宇佐八幡宮が都の有力者を介して、田染荘をはじめとする荘園経営に関与し、寺院等の建立を行ったかについて、先行研究をもとに考察した。第三節では、史料と先行研究を踏まえ、真木大堂の寺院名称である「馬城山伝乗寺」と、安貞二年(一二二八)の時点で、現存仏像が安置されていたとされる「喜久山」の

関係について、またそれらの創建年代について検討を行った。

第四章では、先行研究を参考にしながら、造像目的等の検討・検証を行った。各仏像の大きさから、尊格別の法要があったか、あるいは組み合わせもしくはすべての仏像を対象とした法要を行っていたかの可能性を考慮しながら、史料や経軌などを踏まえて検討を行ったが、どれも説得力のある見解を得るまでには至らなかった。造像目的についても、国家安泰を祈る中核的寺院として位置付けられたものか、あるいはたんに六郷山天台化の中心寺院の一角としての性格を有したのか、一族などの安泰を願う氏寺的・祈願寺的性格を持っていたのか、さらに宇佐八幡宮の本地仏としての阿弥陀如来を六郷山に有意に広めて支配の顕在化を図るためかなど、先行研究をあげつつ検討を行ったが、こちらも一つの考えに至ることはできなかった。ただし、九軀の仏像が馬城山伝乗寺配下の別の末寺や堂に安置されていた可能性をあげる先行研究については留意すべきと考えた。そして本論における様式論から示した制作年代との近似や、仏像の規模、作風も含めて、これらの像が何らかの一定の目的に従い、ほぼ同時に制作されたと考え、当初から一つの仏堂に収められることが想定されていたとした。

以上のように、本論では、仏像の様式をはじめ、その制作背景を、史料等、幅広い情報を検証しながら、馬城山伝乗寺や喜久山、六郷山、宇佐八幡宮と弥勒寺などの歴史について考察し、真木大堂の九軀の仏像の制作年代について検討を行った。馬城山伝乗寺や喜久山の創建時期、それに伴う造像の背景など不明な点は多く残ったが、今後の考察



を行うための基礎的成果は得られたと思う。今後も、六郷山の他寺院の史料や宇佐八幡宮関連の史料などの収集・検討を重ねて、不明な部分を明らかにしていきたい。

## 明治七宝の成立と展開―並河靖之を中心に―

岸<sup>\*</sup> 本 あすか

近年、七宝をはじめとする明治時代に制作された工芸品が、「超絶技巧」と称賛され、国内外を問わず注目されている。この時代、国策であった殖産興業・輸出振興の一環として国の威信をかけ、制作が奨励された工芸品は少なくなく、それらは国内外に存在している。その一つである七宝産業は、とくに並河靖之と瀧川惣助がその牽引の中核的存在であった。しかし彼らが制作に携わった作品で年代が判明する基準事例は少なく、輸出された作品の多くは海外に所在し、いまだその存在が知られていないものも多いと思われる。しかし近年、注目が高まったこともあって、作品の買戻しや、数多く存在するであろう未発見の作品や図案も徐々に紹介されつつある。

本論では、第一章においてまず明治七宝前史として並河靖之や瀧川惣助が活躍するまでの我が国の七宝史について述べた。室町時代以降から使用されるという「七宝」という語の変遷や、経典において七つの宝を意味する「七宝」についても触れつつ、七宝という言葉のイメージを捉えた。

次に近代以前における我が国七宝工芸史について概観した。近世以前の七宝史を辿ることは難しいが、現在わが国最古の七宝遺品とされる飛鳥時代の奈良県明日香村牽午子塚古墳出土「亀甲型七宝金具」や奈良時代の正倉院南倉伝存「黄金瑠璃鈿背十二稜鏡」をはじめ、次第に広がりを見せる江戸時代の平田七宝や嘉長までの現存作品、さらにその制作を担った七宝職人について紹介した。重視したのは、当時活発な生産を行っていた七宝生産地として知られる尾張七宝の担い手で近代七宝の祖と言われている梶常吉であり、さらに遠島村（現在の愛知県名古屋七宝町）で活躍していた林庄五郎・塚本貝助・林小傳治（初代）などの生涯や業績・功績などについて概観した。

これら尾張七宝史を踏まえて、次代を開いた一人瀧川惣助の生涯について、彼が開発した「無線七宝」の技法と作品について述べた。惣助は本論で取り上げる京都の並河靖之とほぼ同時期に東京で活躍したが、明治十年（一八七七）にドイツのアーレンス商会が亀戸に持っていた七宝工場や、明治二十年に名古屋の大日本七宝製造会社の東京工

場を手に入れた際にそこで働いていた尾張の七宝工を指導するなど、尾張七宝との結びつきが強かったことは注目される。さらに京七宝において、並河靖之と同時期に活躍した稲葉七穂（錦雲軒稲葉）、塚本貝助の弟子であり、靖之の師匠と言われている桃井英升についても述べた。

第二章は並河靖之の生涯と代表作について論じた。まず並河靖之の生涯について、代表作も交えながら述べ、さらに靖之の右腕ともいべき凶案家の中原哲泉の生涯について注目し、彼の凶案の特徴とともにその作風と変遷について検討した。

並河作品に焦点をあてた研究としては、とくに従来提唱されてきた並河作品の時代区分について、いくつかの意見などを紹介しつつ検討を試みた。

並河作品の分類は、従来凶案に視点を置いた見解が多いが、それではむしろ並河作品の分類というよりも、中原哲泉による凶案の変遷に視点をあてた分類となる。また、靖之の五十年に及ぶ七宝制作の進捗を区分することは、制作年代が判明している作品が少ない現在、困難な作業としか言わざるを得ないことを、従来の見解への課題点として提示した。

したがって現状において、並河作品の分類を考えるならば、編年的な分類を優先するよりも、作品自体の特徴から分類することを優先すべきと考え、文様凶案・技法・釉薬・器形の四点に注目して、それら各々の変遷・変容の実態を明らかにしつつ、中でも技法による分類を

第一に、釉薬を第二の視点として捉え、並河作品のグルーピングを示した。

私案は次の通りである。

#### 第一グループ

中国スタイルを模倣し、透明な釉薬ではなく不

透明釉を使用した作品群

#### 第二グループ

本格的に七宝を作り出し、釉薬の充填と地色の

釉薬の安定に尽力する作品群

#### 第三グループ

地色の釉薬の安定に成功し、植線の無い広い空

間を美しく作ることが可能になる。また、自身が開発した黒色の透明

釉を地色（背景色）に使用できるようになる作品群

#### 第四グループ

植線に肥瘦をつけ、絵画的表現のある作品群

以上、四つのグループに分けて並河作品の分類案を提示し、その上

で、最も大きな画期となったのは靖之の一番の功績といふべき黒色の透明釉の開発にあつたことを試考した。

第二章において作品の分類に取り組んだが、並河作品は国策の一環として輸出目的で制作されたものが大半で、作品の多くは海外に所在して、未だに発見されてないばかりか、制作年代が判明している作品も多くはない。したがって作品を時代区分する作業には困難が伴う。

明治時代の七宝をはじめとする工芸作品は、近年注目の度を高めており、今後、新たな情報の獲得を目標にしながらかこの課題に取り組み、新知見を得たいと考える。

## 平安前期における東大寺寺院組織の一研究

\* 久 住 駿 介

本論文では、東大寺寺務組織の長である東大寺別当の成立期について検討したものである。

東大寺別当成立期の主な研究は、永村眞氏<sup>1)</sup>と佐藤全敏<sup>2)</sup>のものがあり、永村氏が別当の成立背景を桓武天皇の仏教統制政策に対抗するために東大寺側が新たな指導者として創設した独自の寺職であるとしているのに対して、佐藤氏は桓武天皇が東大寺を直接統括するために創設した天皇直属の僧職であるとしており、この成立背景の相違によって、別当の機能や画期とする部分も異なっている。

このため、東大寺別当の成立期について全面的に再検討する必要があると考え、別当と東大寺内組織との関係や太政官や僧綱といった寺外の上位組織との関係に注目しながら検討を行った。

第一章では、東大寺には三綱と造東大寺所の両組織が二つの独立した寺務組織があったと考え、これに起因する寺務の煩雑化が発生したと推測した。別当は、このような寺務の円滑化を図るため両組織に属さない新たな寺務組織の長として成立したものであると考えた。

また、東大寺に送られた太政官牒や僧綱牒の主に宛所に注目し検討を行った結果、別当が寺務組織の長であるということは、太政官や僧綱といった上位組織からも当初から認められていたものであるとした。このことから、おそらく別当というのは公的に認められた職であり、その根拠となったのは太政官牒か僧綱牒による別当の補任であったと考えている。

第二章では、東大寺別当が関わった寺務について検討し、佐藤氏が述べられるような天皇直属の僧職などではなかったことを指摘した。つづいて、別当が関わった寺務からは寺領に関わる寺務には必ず関与しているという特徴がみられたが、それ以外のものと比較した時に共通したものではなく、加えて、別当が単独で関わるような寺務というものはないことから、別当の機能というのは単純に寺務組織の長として寺務に関わり、その責任を負うというものでしかないと考えた。

また、太政官によって承和年間に寺務組織改革が行われ、その一環として承和五年(八三八年)から俗別当が設置された。この俗別当は

太政官から派遣された官人であり、別当、三綱、造寺所の知事などと共に東大寺の寺務に関与し、それらを統括したものと考えられる。このことは、太政官が僧綱を介して寺院の統制を行っていたという従前の体制から、俗別当を介したものに制度が変わったものと評価でき、東大寺に対してより直接的な統制が行われるようになったものであると考えられる。

第三章では、東大寺別当と三綱に対して解由制度が適用されるようになったと考えられていた貞観十二年制について検討を行い、別当の補任牒や解由の運用について規定した太政官符などから、別当への解由制度適用が貞観十二年以前から行われていたことを指摘した。そして、解由制度の適用時期については、解由制度が太政官による東大寺の資財の把握を意図していた面もあったと思われることから、この把握方法が変わった時期であると考え、俗別当の寺務への関与に変化がみられる、仁寿二年（八五二年）から貞観八年（八六六年）の間であると考えた。

これらのことから、先行研究によって指摘されていた貞観十二年製の制文が別当へ与えた影響というのは、特に東大寺においてはほとんどなかったのではないかと思われる。

この貞観十二年制が東大寺へ与えた影響というものは、従前の別当への解由制度適用のみでは東大寺の資財の把握が不十分であったため、この貞観十二年制によって三綱にも解由制度を適用し、太政官による資財把握の強化がなされたものであったと考える。

ただ、別当への影響は間接的にはあり、貞観十二年制以前では一人の僧が長期間に渡って務めていた別当であるが、この制以後では任期である四年ごとに代わるようになるという変化がみられる。これは、太政官による東大寺寺務組織への解由制度適用の強化によって別当の重任が問題視されたためであろう。また、太政官による寺務組織への統制という面からみると、承和年間に俗別当が設置されたことを皮切りに、別当への解由制度の適用などを経て、貞観十二年制によってより強化された。これらの制度変更が別当へ具体的にどのような影響を与えたかは史料から確認出来なかったが、まったく影響がなかったものとは考えられないだろう。

以上の検討を通して、東大寺別当の機能は寺務組織の長として寺務の責任を負うことであり、また成立後の最大の画期は、仁寿二年から貞観七年までの間に解由制度の適用を受けるようになったことであると考えられる。

#### 註

(1) 水村眞「東大寺別当・政所の成立」(同『中世東大寺の組織と経営』塙書房 一九八九年 初出一九八四年)。

(2) 佐藤全敏「東大寺別当の成立」(同『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版 二〇〇八年 初出二〇〇三年)。

## 近世初期における大名の軍制について

—「越前之儀」における井伊家の陣立書の分析を中心に—

高 原 正 行<sup>\*</sup>

### はじめに

軍役、陣立書に関する先行研究では、高木昭作氏や三鬼清一郎氏などが、近世の軍役や陣立書は実際の戦争を想定せずに行列を飾りたてるもので、軍役動員は將軍の上洛・日光社参や改易大名の居城受け取りなど戦争を目的としないものとなり、行列や部隊の外見を華やかに見せるだけのものとなっていくことを指摘している。

井伊家においても元和元年に軍役の定め（以下「元和元年の軍法等留書」）が制定され、先行研究では寛永十七年（一六四〇）ごろに、「六陣五軍」の軍団編成が成立し、その後も改変されていくが、それは平時の役儀に密接な関係があったことを指摘している。その井伊家では、元和九年（一六二三）に井伊直孝が、越前国北庄出陣の際に軍団編成を定めたとされる史料（以下「元和九年の陣立書」）が残されており、この論文では、近世初期の大名の軍制を明らかにするための方法として、この元和九年の陣立書を分析することとした。

### 第一章

この章は、元和九年の陣立書の作成目的である越前国北庄出陣とは何か、ということについて述べる。それは元和六年、同七年、同八年と越前国の藩主松平忠直が参勤途上で帰城するという事件が続き、この「越前之儀」に対して、細川家、佐竹家などの各大名が松平忠直の動向について注視し、また「内々にて」、「事々しくなく」等、隠密に戦争準備をしていたという事実があった。

これらのことから、「越前之儀」は大坂の陣後初めての大きかりな戦争に発展する可能性のあった事件で、当時の大名たちはその準備と、江戸における情報収集に細心の注意を払っていた状況があった。井伊家も元和九年の陣立書を作成して、戦争に備えていたのである。

しかし、松平忠直は幕府の指示通り嫡男光長に国を譲り、配流を受け入れたことにより戦争は回避された。

## 第二章

元和九年の陣立書の作成年代を、『侍中由緒帳』もとに調査して、元和九年ごろに作成されたものであることを立証するとともに、元和九年の軍法等留書の軍役をもとに、同陣立書の分析と検証を実施した。その結果、同陣立書の部隊編成は「四陣三軍」の軍団編成であり、井伊家の戦うための軍団編成が明らかになった。

まず、元和九年の軍法等留書の千石の役騎馬の実態を同陣立書で分析したところ、同軍法等留書の「役積」にある「二騎馬上上下」とは本人を含んだ二騎であることが判明した。さらに「役積」にない千石以上の役騎馬の実態については、二千石、三千石は千石の倍数で、千五百石のような時は、百石の単位が五百石以上場合は、騎馬一騎を余分に負担していることも判明した。

つぎに役騎馬以外の千石以上の軍役は、千石の倍数や千石と百石のそれぞれの軍役を合わせて負担するものと推測して、軍役の実態を長野組で見た。ほぼ推測どおりの結果が出たので、同様に他の組も検証を実施して、同陣立書に対する同軍法等留書の「役積」の実態を解明した。

特に鉄炮の軍役免除については、同陣立書に奉行などの役付きには、その旨の記載があるが、旗本組の旗・惣旗奉行、鎗奉行、「惣之長柄同前」には、その記載がないけれども鉄砲が免除されていることなども判明した。

## おわりに

元和元年の軍法等留書には千石以下の「母衣衆」は「軍役道具赦免」とあるが、元和九年の陣立書では鉄炮の免除だけが奉行等の役付の武將達に実行されている点や、また千石を超える場合の役騎馬は、百石の単位が五百石以上の場合には騎馬一騎を余分に負担しているという同軍法等留書にはない軍役が判明した。

これらのことは、同軍法等留書以外に、軍役の指示・命令があったことを示す証拠だと思われる。

それは、元和元年以降、幕府や井伊家においては千石以下の軍役を、あらかじめ決めておくという流れがあつて、その後も幕府などは千石以上の軍役もあらかじめ決めていくのであるが、この元和九年頃はその過渡期であり、実際の戦いを目前にした場合は個別の対応を取っていたのである。同軍法等留書と同陣立書の軍役状況の違いは、そこにあつたものと思われる。

今回の検証の結果、井伊家の同陣立書には、同軍法等留書の「役積」にある軍役と「役積」にない軍役、そして同軍法等留書にない軍役の免除、つまり鉄炮の免除があつたことが明らかとなった。つまり、「越前之儀」という特定の戦争目的に対する軍役基準が、存在していたことが判明したのである。

なお、今回は他家の陣立書との比較検討などは未了なので、今後の課題としたい。

## 近世初頭石清水八幡宮の社務職について —慶長年中社務職争論を中心に—

中\* 村 文 音

### 【要旨】

石清水八幡宮とは、かつて石清水八幡宮寺と称し、「八幡大神」または「八幡大菩薩」を祀っており、国家鎮護を祈り、天皇、都、国家を守護する立場を担った宮寺である。

石清水八幡宮における研究は祭祀儀礼など様々な観点からなされているが、中でも石清水八幡宮の組織は複雑であり、多くの研究の中で触れられているものの課題も残されており、またその研究は中世から戦国期にかけての期間が中心であるため近世以降になるとその時代の研究は十分とはいえない。

本稿では検校や別当といった祠官と呼ばれる宮寺内で宮寺を運営する中心の役職の内の一つである社務職を取り上げ、考察する題材として慶長年間における石清水八幡宮社務職争論を中心に分析及び検討し、室町時代以降、近世初頭における石清水八幡宮と任命権を持つ武家政権との関わり及び社務職の任命における変化について説明してきた。

本稿では社務職争論を社務職の補任するにあたっておこった訴訟のことを指しており、永禄十年における社務職の訴訟の事例において田中長清の訴えの中で將軍宣下が申し渡されていない状態で社務職を仰せ付けることに対して訴訟を起こしたことから、この時代では武家の棟梁であり、武士で政権を握る最高権力者としての地位を持つ征夷大將軍によって社務職を仰せ付けられる点が重要であったと考える。

その一方で天正期では豊臣秀吉が武家の棟梁となった際に社務職が仰せ付けられ、豊臣秀次が秀吉の跡を継いで関白になった天正十九年の翌年、天正二十年には田中秀清及び新善法寺重清によって社務職所望の書状が伝奏に送られていることから、改補はなかったものの豊臣秀吉から秀次の際は代替わりの節目として認識していたことに対し、天正十六年に足利義昭が將軍職を辞した際は代替わりの節目として認識されていなかったようであり、第一節で述べた征夷大將軍であるかどうか重要であるという考察に疑問が残った。

このことから永禄期における社務職を仰せ付ける人物と天正期にお



ける社務職を仰せ付ける人物の認識において祠官家の人々の中で変化があったと言える。それと同時に、事実上武家の棟梁であり政権を握っている人物であれば社務職を仰せ付けることが出来るということから、社務職という役職を仰せ付けた上でそれを保証できる力を持っている「武家」の人物であることが石清水八幡宮の祠官家の人々にとってこだわっていた部分だと考察した。

そして慶長期における社務職争論では、社務の廻職などを理由に社務職の代替わりをする必要があるという主張の田中秀清と、豊臣秀吉によって秀頼の代まで社務職を仰せ付けられていることなどを理由に社務職の代替わりする必要はないという主張の壇栄清によって争論が勃発した。

裁許の結果、社務職は交代し、田中秀清が社務職となったことで、壇の主張は通らず田中の主張が通り、社務職の改補は行われた。これ以降の社務職は廻職制度に則って社務職を改めていく形となったと思われる。とはいえ慶長年中社務職争論の後、幕府によって社務職を仰せ付ける旨の文書は見当たらず、廻職制度に則って社務職改補を行っていたと思われるが、まったく混乱がなかったとは言いきれず、後年にて再度廻職制度を確認する書状が発給されていることが確認出来る。

このことから慶長年中社務職争論での裁許は、社務職を「武家」によって仰せ付けられることにこだわっていた祠官家の人々や室町時代半ばから武家政権の発給文書によって仰せ付けられていた社務職の補

任という制度にとって大きな転換点であり、社務職が武家によって仰せ付けられるものであった制度が、武家の手から開放され廻職制度になったという点で画期であったと言えるだろう。

## 金剛杵・金剛鈴の細部意匠

羽<sup>\*</sup> 良 朝 風

密教は、四世紀頃のインドにおいて民族宗教の信仰や儀礼を受容して成立し、中国を経て七世紀後半には日本に伝来した。その特徴は、教理の理解とともに、修法と呼ぶ実践的な礼拝儀礼を行うことで諸願の成就を図るところにある。我が国の密教は八世紀に隆盛した雑部密教（雑密・古密教）と、九世紀に空海ら入唐八家が請来した正純密教（純密）とに分類されるが、本稿では純密の修法で用いられる密教法具の中で中核となる金剛杵と金剛鈴について、形式や細部の意匠を論じ、法具製作の背景を考察する。なお、ここでいう形式とは各法具に共通する形状、つまり総体表現を指し、細部意匠とはそれら法具の細部表現を指すこととする。また、「密教」という語は日本でしか通用しない用語だが、本稿では従来の研究でも広く用いられているこの語を使用することとする。

第一章は密教法具概観とし、日本における密教、密教法具の研究史、純密の修法に用いられる各法具について、概略を述べた。日本に流入した密教は、先述のとおり雑密と純密に分類されるが、七世紀のイン

ドで『大日経』と『金剛頂経』が相次いで成立し、思想と実践体系を整えた中期密教を受容したものが純密、それ以前の初期密教を受容したものが雑密であり、日本には伝来しなかったがインドで展開した無上瑜伽タントラ系統を後期密教と称する。

金剛杵・金剛鈴は金剛盤上に奉安され、これらを具したものを組法具と称する。金剛杵はインドの武器に起源を持ち、杵形の把の両端に鉦が付いている。密教では金剛杵が本来持つ武器性をもって心中の煩惱を打ち碎き、人々が本来持つ仏性を顕現させる意味で用いられる。金剛鈴は鈴身に金剛杵形の柄が付いている。修法の際にこれを振り鳴らすことでその梵音により仏の来臨を促し、また行者の精神を浄化するなど、多方面に効験がある。

第二章では和歌山・慈尊院所蔵の五件の密教法具について形式的特徴を述べ、類似する遺品を参照しながら考察を行った。まず、独鉦杵は「鬼面・鬼目式」という形式を持ち、三鉦杵は大陸からの請来品と考えられるなど、特異な形式を持つことがわかった。五鉦杵について

は埋金の痕跡が確認され、本寺の沿革を記した寛保三年（一七四三）の『弥勒菩薩略縁起』には、仏舍利納入をもつ五鈷杵の記載があり、本杵はそれに該当する。同様に、飯食器二口についても片方に空海の母公の歯が入っている旨の記載があり、実際に傾けると音がする。五鈷鈴は杵部と鈴身部が別製で、鈴身に金剛界五仏を表す種子鈴に分類される。

以上の結果を踏まえ、慈尊院の歴史について概観しながら、これら法具類の歴史的位置づけを試みた。慈尊院の成立時期は不明であるが、平安時代及び十四世紀前半以降は、史料によりある程度の歴史を知ることができると考えられるが、だからこそ史料の欠を埋める重要な遺品であることがわかった。

第三章では唐招提寺に伝来する組法具を取りあげた。まず、唐招提寺組法具の形式・意匠について考察し、種子鈴の意匠の特殊性を明らかにしたほか、既に指摘があった組法具の一具性についても確かめた。次に、唐招提寺組法具と類似する形式・意匠を持つ、西大寺の三件の組法具について同様に考察し、意匠には若干の幅があるものの蓮弁帯のむくりや鬼目の突出に特徴があることがわかった。また、その他の現存遺品の刻銘や、『西大寺勅諭興正菩薩行実年譜』を参照して製作年代を検討し、三件の組法具は正和三年（一一三二）の真言堂の整備によるものと考えた。さらに、両寺の組法具の類似性について特徴を整理し、唐招提寺における法具の整備事情を踏まえたうえで、西大寺

の組法具と同様の環境で製作されたものと結論づけた。

第四章では室生寺に伝来する両部の大檀具中の、金剛杵・金剛鈴について述べた。まず、『大和古寺大観』第六卷「室生寺」所収の当該作品の解説に示される一類・二類の分類に従って、二組の組法具のうち金剛杵・金剛鈴について、その細部意匠を考察した。当初からの一具ではないとされる一類の三杵を除いて同様の形式・意匠が見られ、またそれが二類の金剛盤にも共通することから、一具性を認めることができた。次に、第三章と同様にこれらの杵・鈴に類似する意匠を持つ西大寺の三件の組法具の特徴と照合し、蓮弁帯のむくりや間弁付き四葉という形式、蕊の形状などが共通することを見出した。法具の製作年代については、西大寺組法具との近親性や、本堂と同時代の製作とされる大壇の形式から、本堂が建立された延慶元年（一一三〇）頃に整備されたものと推定した。